

ものメッセ KOCHI2026 第15回高知県ものづくり総合技術展 出展規約

1. 出展資格

(1)出展者募集要項に記載の出展要件を満たし、主催者が出展を認めた事業者に限ります。但し、主催者は出展者が次のいずれかに該当するときは、出展をお断りします。

- ・暴力団、暴力団員などの反社会的勢力であると判明したとき。または反社会的勢力を利用していることが判明したとき。
- ・出展者が、理由の如何にかかわらず、過度な行為による時間的拘束、不当な義務の強要などにより、主催者および各協力会社、他の出展者等の業務を妨害したとき。
- ・出展物および出展内容が法令または公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあるもの、および反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を含むものと判明したとき。

(2)出展者が主催者、委託業者の指示に従わない場合や募集要項、規約等を遵守しない場合、当年度及び翌年の出展を認めません。

2. 申込

- (1)主催者が出展申込みを確認し、登録内容、出展資格について承認の後、出展承認連絡を郵送します。
- (2)申込締切後、出展申込小間数が予定小間数を越えた場合は、募集要項に記載の優先順位により出展者を決定します。
- (3)2社以上が共同で出展する場合は、1社が代表して申込み、共同出展する社名等については申込時に主催者へ通知するものとします。出展料について主催者は、原則として代表出展者に一括して請求するものとします。なお、共同出展者にかかる取扱いについては一般の出展者と同様とします。

3. 出展料

商談1小間2日間 11,000円(税込)、PR展示(屋内・屋外)1小間3日間 11,000円(税込)とします。出展料に含まれない自己装飾やリース備品、電気使用、搬入・搬出費、人件費等は全て出展者の負担となります。

4. 出展キャンセル

出展申込後、主催者が出展承認連絡を行った後のキャンセルは原則として認めません。ただし、やむを得ない事情によりキャンセルする場合は、あらかじめ主催者へ連絡のうえ、書面により理由等を提出するものとします。

なお、キャンセルした場合においても、出展料や申込済みのオプション品について請求させていただきます。またキャンセルされた場合、いかなる理由であっても翌年以降の出展優先順位を下げさせていただきます。

5. 出展小間数・場所の決定

出展小間数・場所は、出展内容(展示品、サイズ、イベント協力)、出展数、会場の構成等を考慮して主催者が決定します。(※ものメッセ KOCHI2025 ブースグランプリ受賞者は除く)なお、主催者の決定に従っていただけない場合は、**出展許可を取り消すことがあります。**

6. 出展スペースの転貸等の禁止

出展者は、主催者の承諾なしに、出展スペースの全部又は一部を転貸、売買、交換あるいは譲渡する事はできないものとします。

7. 出展物等の設置及び撤去

- (1)出展物等の会場への搬入と設置は、後日主催者より通知される時間内に行うこととします。出展者が2026年11月11日(水)16時までに主催者に事前の通知なく搬入を行わない場合、主催者は出展キャンセルがあったものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有することとします。その際においても、後日出展料や申込済みのオプション品料を請求させていただきます。
- (2)会期中の出展物等の搬出、移動、搬入の際は必ず主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。**開場時間中にブース内の撤去作業や展示品の片づけ(布等を展示品にかけることも含む)は一切禁止します。**
- (3)小間内の出展物および装飾物等は、後日主催者より通知される時間内に撤去されなければならないものとします。その時までに撤去されないものは、出展者の費用で主催者により撤去および破棄されるものとします。

8. 展示場の使用

- (1)**出展者は、出展期間中小間内に1名以上常駐させること。**
- (2)出展者は本展示会開催主旨に合致し、主催者に承認された商品のみ出展できるものとします。展示製品情報は、申込み時に申請するものとします。
- (3)出展物および装飾物等は、すべて展示小間の中に収まるようにするものとします。出展物および装飾物等が展示小間からはみ出していた場合、主催者は当該小間の出展者に対し、その是正を要求することができるものとし、当該小間の出展者はただちにその是正要求に従うものとします。
- (4)他の小間に隣接している場所では、いかなる方法でも隣接する小間の妨害となる方法で自社の小間を設置しないこととします。隣接の小間から苦情が出た場合、主催者が展示会運営上の立場からみて小間の変更が必要であると判断した時は、当該小間の出展者はその変更へ同意するものとします。

(5)実演または他の宣伝活動はすべて展示小間の中に限られるものとします(光の照射や臭気等の発生も含みます)。各出展者は実演または宣伝活動により小間近くの通路が混雑することのないように注意、配慮し、責任を持つものとします。

(6)出展物実演の際、想定される危険や騒音、臭気、振動などに万全の対策を講じてください。実演によって隣接する出展者から苦情が出た場合、主催者は、音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、主催者の立場からみて、展示会の目的と両立しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。この権限は、人、物、行為、印刷物および音等とします。上記の制限または撤去の場合、主催者は出展者に対し出展小間料等の返金または撤去費用負担等の責任を負わないものとします。

9. 会場管理と免責

主催者は、会場の管理・保全について事故防止等最善の注意を払いますが、出展物及び資材などに生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示ブースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害について一切の責任を負わないものとします。

10. 物品の販売

展示会場内での即売は禁止します。

11. 損害賠償

出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物もしくは人身等に対する損害について責任を負うものとします。

12. 展示会の変更・中止

- (1)主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、または正当な災害、天災、感染症の拡大等不可抗力により開催が危ぶまれる場合は、その自身の判断によって早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転等の開催概要の変更、または中止することがあります。
- (2)主催者が(1)に基づき、早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転等の開催概要の変更を決定した場合であっても、出展者は、出展料及び申込済みのオプション品料を支払うものとします。
- (3)主催者が(1)に基づき中止を決定した場合、出展料及び申込済みのオプション品料の徴収は行わないものとします。
- (4)主催者が(1)に基づきいずれの判断を行った場合においても、出展者に生ずる損失又は損害について主催者は一切の責任を負わないものとします。

13. 法的保護等

展示・ウェブサイト掲載内容は、一般公開となりますので、特別なノウハウ等の知的財産権については出展者の責任において対応してください。また、著作物や肖像、商標・楽曲など他者が権利を有するものを作品に使う場合は、権利者から事前に許可を得た上で申込みをしてください。万一著作権者、著作権隣接権及び肖像権など、あらゆる権利を有するものの中から意義申し立てがあった場合は、主催者は一切の責任を負わないものとします。

14. 会場内での行為の制限

出展者は、展示会場に適用される防火及び安全に関する全ての規則、法規を遵守しなければなりません。**出展者は、通路や本展示会場外など自社展示スペース以外での展示・宣伝を行う事はできません。**

特定の企業・団体・個人、他の出展者あるいは出展物への非難・攻撃、妨害する展示や行為、来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたす恐れのある展示や行為であると主催者が判断した場合は、出展者は主催者の要求に従い、その展示もしくは行為を中止しなければなりません。この場合、主催者は、出展中止によって生ずる損失又は損害について一切の責任を負わないものとします。

15. 個人情報の取扱について

出展者は、本展示会出展申込の中で個人情報を収集することに同意するものとします。また、収集した個人情報を、本展示会の開催活動に必要な範囲で主催者が利用することに同意するものとします。

なお、同意無き場合には、出展をお断りする場合があります。

16. 記録撮影について

主催者は、会場内の様子を写真や動画で撮影し記録するとともに、今後のPRにも活用します。**小間撮影不可の申し出がない場合は、撮影を許可したものとします。**

17. 規約の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規約を遵守する事に同意するものとします。**万一規約に違反した場合は、理由の如何に関わらず、当年度及び翌年度の出展を認めません。**また主催者は、この判断によって出展者に生ずる損失又は損害について一切の責任を負わないものとします。